



# 厚生労働省提出資料

議題1「人材力強化・雇用制度改革」

成長のための労働政策 ～施策の具体化に向けて～

議題2「健康長寿社会の実現」

多様な主体による疾病予防等の取組促進

平成25年4月23日

厚生労働大臣 田村憲久

# 成長のための労働政策 ～施策の具体化に向けて～

平成25年4月23日  
厚生労働大臣 田村憲久

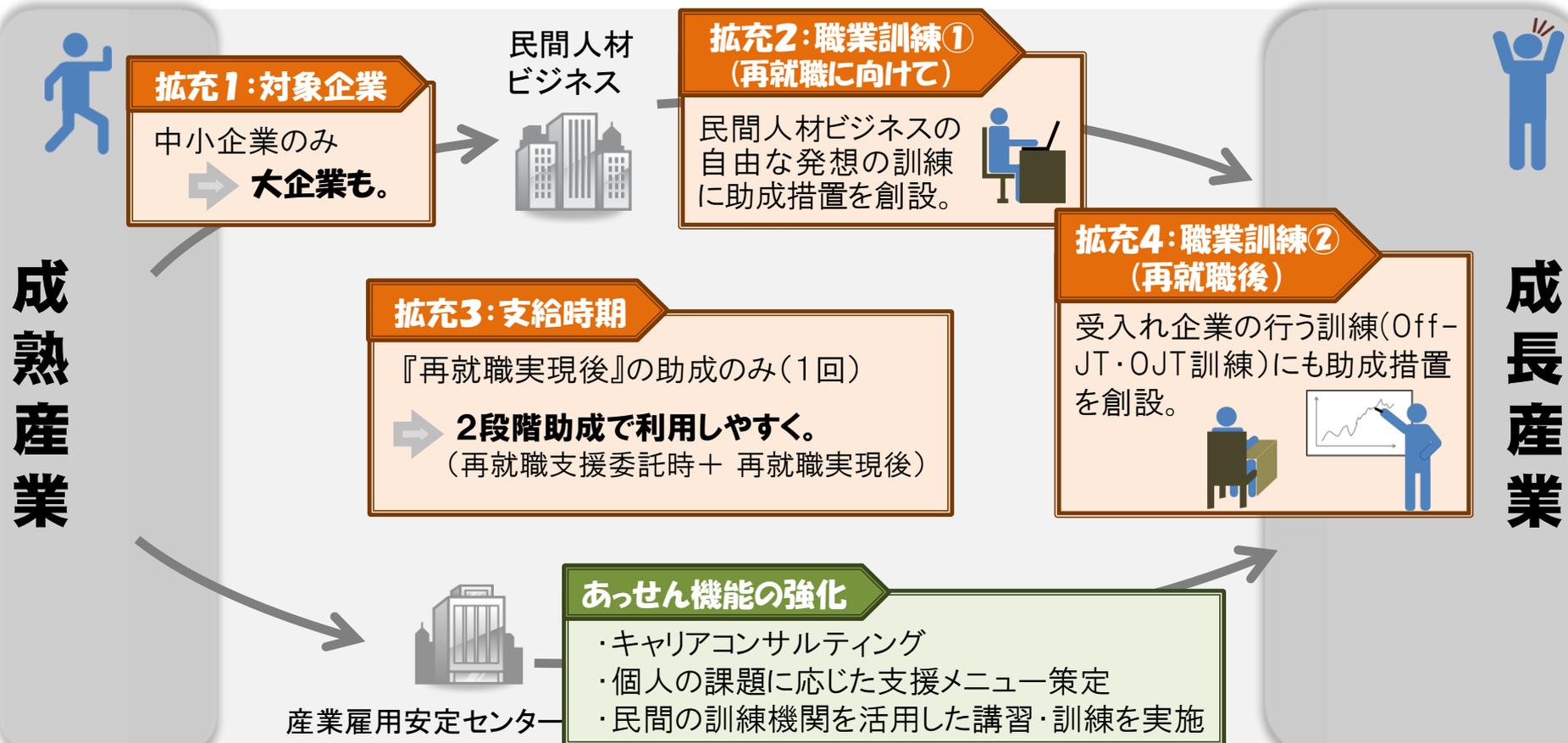
# 行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策シフト

## 労働移動支援助成金の抜本拡充

- 離職する労働者の再就職支援を民間人材ビジネスに委託した事業主に助成する労働移動支援助成金を抜本拡充。

## 産業雇用安定センターの支援強化

- 出向・移籍のあっせんを行う産業雇用安定センターのあっせん機能を大幅に強化。



# 社会人の学び直し支援 ～人材力強化の観点からの雇用保険制度の見直し（検討）等～

 **社会人**

**離職者**

**在職者**

## 社会人への支援 ～雇用保険制度の見直し～

- 若年者等の学び直しに対する支援措置の実施
- 非正規雇用労働者等のキャリアアップのための自発的な教育訓練（資格取得）に対する支援措置の実施



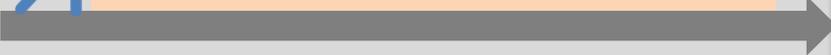
 **企業**



**在職者**

## 企業への支援

従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への手厚い経費助成の実施



## 学び直しプログラム

※ 文部科学省や経済団体等と連携して検討されたカリキュラムも含まれる。



スキルアップ  
スキルチェンジ



**キャリアアップ**

**円滑な労働移動**

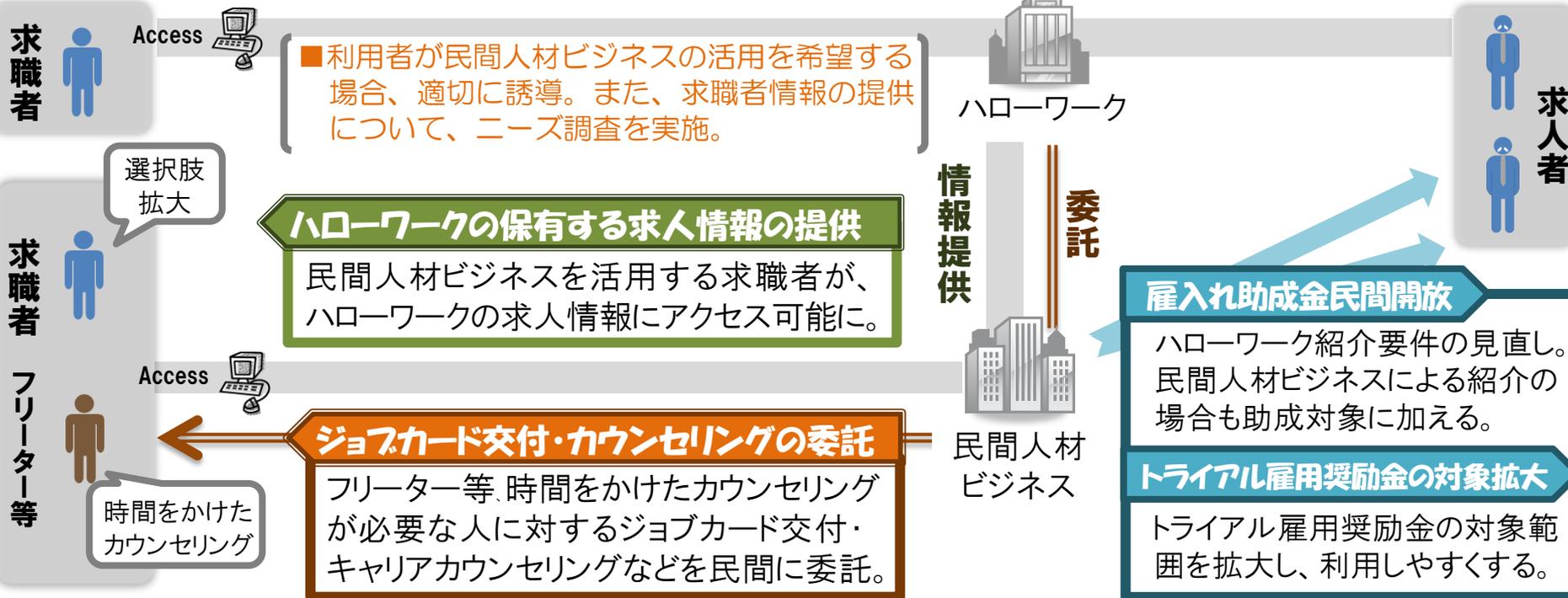
# 民間人材ビジネスの活用等によるマッチング機能の強化

## ハローワークと民間人材ビジネス等との連携

■ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネス・地方自治体に提供。

■トライアル雇用奨励金などの雇入れ助成金を民間に開放（ハローワーク紹介要件の見直し）

■キャリアカウンセリング、ジョブカード交付に民間人材ビジネスを活用



## 更なる民間人材ビジネスの活用

■学卒未就職者等について、紹介予定派遣を活用した正社員就職を支援



■育児・介護等で仕事の現場を離れていた者に対し研修と職業紹介を一体的に実施する民間の職業紹介事業者を支援

# 「二極化」した働き方から「多元的」な働き方へのシフト

## 企業による「多元的で安心できる働き方」の導入促進に向けた環境整備

### ■職務に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進

企業や労働者へのヒアリング  
を通じた成功事例の収集

周知・啓発

職務型の働き方  
職務限定正社員 など

正社員

非正規雇用  
労働者



企業・労働者  
へのヒアリング

職務別の成功事例



・職務の具体的内容  
・人事評価基準 等

雇用管理上の留意点について  
有識者の懇談会等できりまとめ

企業での試行的な導入

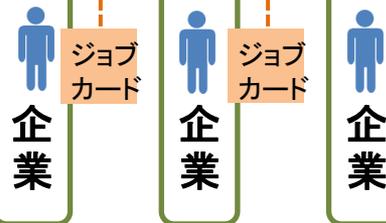
「多様な正社員」モデルの  
普及・促進

### ■ 職務における職業能力の「見える化」促進

業界団体

業界検定等ツールの策定

職務におけるスキル  
の見える化



働き方に関わらず、能力本位の人材活用を促進する基盤

成果の活用

### ■派遣労働者のキャリア形成支援のモデル的な取組の普及・促進

## 労働時間法制の検討

■ ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で労使により総合的に議論

## 持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備

■ 中小企業への支援を拡充しつつ、最低賃金の引上げに努める

購買力の上昇

賃金の上昇

成長の好循環

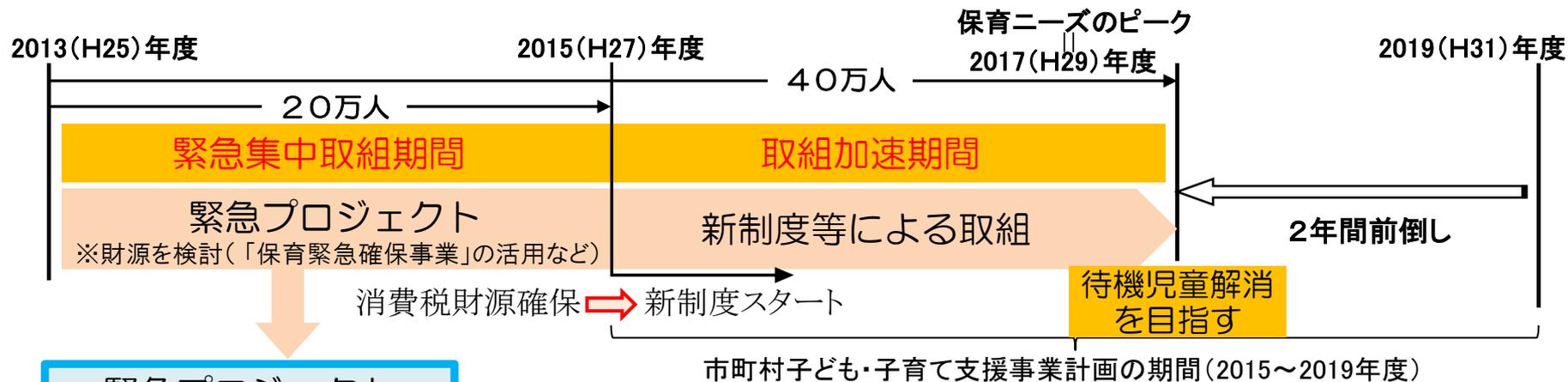
企業の収益向上

# 待機児童の早急な解消

## 待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。**  
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。**
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える**平成29年度末までに待機児童解消を目指す。**



### 支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

# 緊急プロジェクト（平成25・26年度）

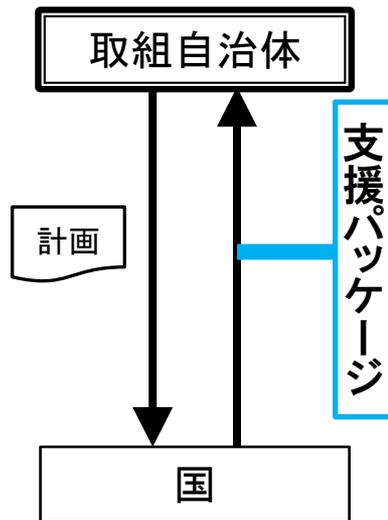
## コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

## 支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

### ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

### ② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

### ③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

### ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

### ⑤ 事業所内保育施設への支援

- 企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。

# 若者の安定雇用の実現①

## 就職活動から職場で活躍するまでの総合サポート

在学中

卒業後

就職後

正社員就職の支援

卒業後も正社員就職を諦めさせない

職場で活躍するための就職後の能力開発

学生等

■ 中小企業とのマッチング強化

- ・ 若者応援企業の普及拡大
- ・ ハローワークと大学等との連携強化等

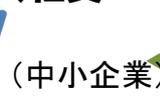
■ 4～6月の集中的支援

■ 就職先が一定期間決まらない学卒者に対し、紹介予定派遣を活用し正社員就職を促進

■ 既卒3年新卒扱い、通年(秋季)採用の拡大

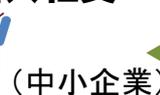
企業

新入社員



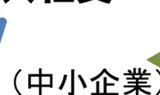
(中小企業)

新入社員



(中小企業)

新入社員



(中小企業)

訓練

訓練

訓練

■ 新入社員の訓練を行う中小企業団体の支援

中小企業団体等

支援

■ キャリア教育の充実

■ 就職後のキャリア相談  
就職後もインターネットで無料キャリア相談ができる「キャリア相談メール事業(仮称)」を開始

■ 定着支援  
新卒応援HW等での就職者の情報をもとに継続的にフォローアップ

■ 早期離職防止のための取組の強化

- ・ 「若者応援企業」を活用した企業ごとの就職関連情報等の公開促進
- ・ 若者の「使い捨て」が疑われる企業への対応策の強化

## フリーター等の正規雇用化等

フリーター等

### ■ わかものハローワークの充実



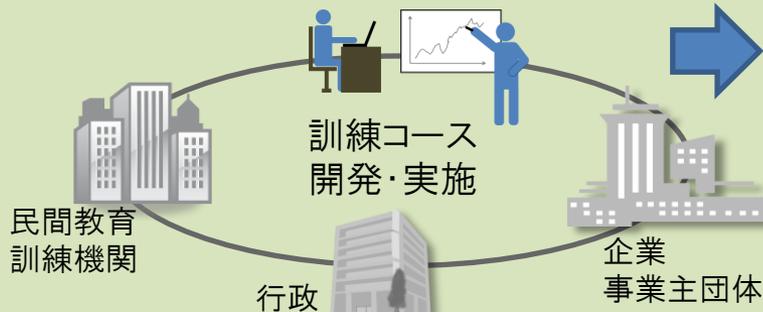
支援拠点の充実

#### ニーズに応じた支援メニューの提供

- ・社会人としての基礎力を付与するためのセミナー
- ・トライアル雇用や求職者支援制度の活用
- ・ジョブ・カードを活用したマッチング 等

ハローワーク  
からの誘導

### ■ 地域レベルのコンソーシアムによる 訓練コースの開発・実施



身近な地域で  
地域ごとの企  
業ニーズを踏  
まえた訓練を  
提供

### ■ 有期実習型訓練や日本版デュアルシステム等の企業現場での実習を重視した訓練の実施

正規雇用化

### ■ 若者が技能者を目指す環境の整備

若者が技能者を目指す環境整備のため、「ものづくりマイスター制度」を普及

### ■ 地域若者サポートステーションによる継続的支援

# 女性が活躍する社会の実現

## スキルアップや就業継続の積極的支援

### ■ 女性の活躍促進・両立支援に取り組む企業への支援

- ・ ポジティブ・アクションや仕事と子育て等の両立支援についての企業の自主的な取組を促進するため、助成措置等による支援
- ・ 企業表彰制度、イクメンプロジェクトの拡充等

### ■ 女性の活躍促進と仕事と子育て等の両立に向けた環境整備

- ・ 平成26年度で期限切れとなる次世代育成支援対策推進法の延長・強化を検討
- ・ 女性の活躍状況の情報開示促進に向けたキャンペーンの実施
- ・ メンターやロールモデルの普及、教育訓練機会の拡充
- ・ 育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境作り
- ・ 子の看護休暇を取得しやすい職場環境作り



キャリア形成での目標



#### 【ロールモデル】

豊富な職務経験を持ち、模範となる社員

助言・指導  
相談

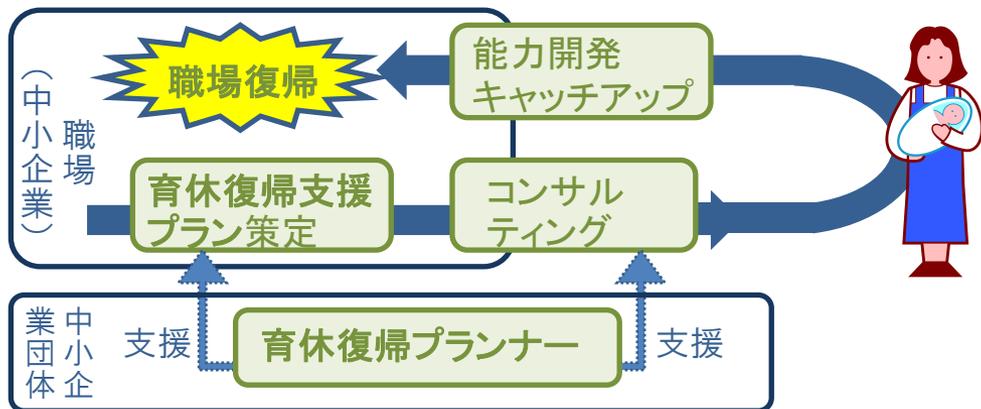


#### 【メンター】

後輩から相談をうけ、問題解決に向けサポート

## 育休復帰や再就職の総合的支援

### ■ 育休後の円滑な職場復帰のための「育休復帰支援プラン（仮称）」の策定支援



### ■ 子育て女性の再就職の総合的な支援

- ・ 託児付きセミナーの新設
- ・ マザーズハローワークの拡大

### ■ ブランクのある女性のスキルアップ・活躍支援

- ・ 社会人の学び直しプログラムや「カムバック支援サイト」の創設により学び直しを支援
- ・ 復職した子育て女性の職業訓練に取り組む企業への助成創設
- ・ ブランクのある女性が働きやすい雇用管理モデルの普及促進

# **多様な主体による 疾病予防等の取組促進**

**平成25年4月23日**

**厚生労働大臣 田村 憲久**

# 1. 企業による健康増進等の取組を促進する

## ■健康づくりに取り組む Smart Life Project 登録企業・団体への支援

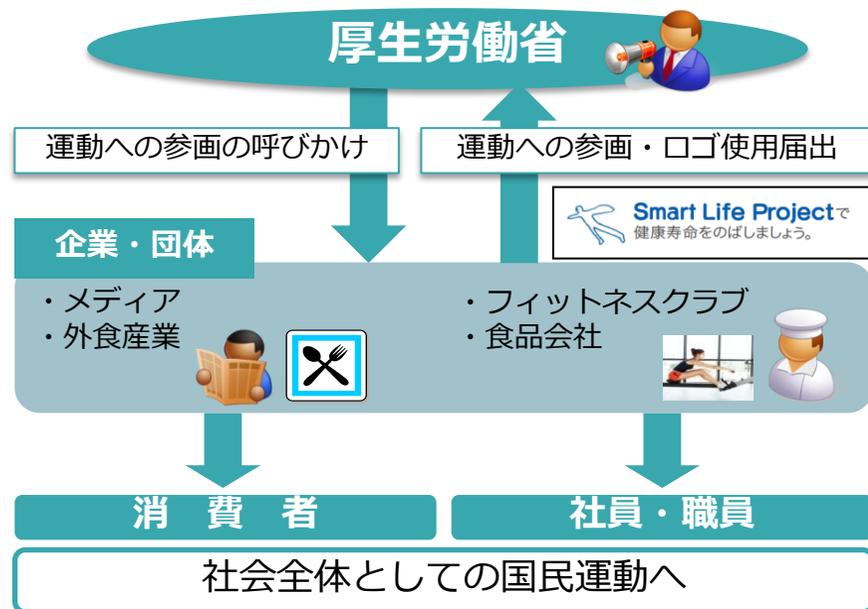
- 社員の健康づくりのためのe-ラーニングツールや社内啓発用ポスターなどを提供  
→社員の健康意識の向上・促進
- 社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（商品パッケージなど）を許可  
→企業等の社会貢献と広報効果
- 「健康寿命をのぼそう！アワード」の表彰（先月6日）



＜秋葉厚生労働副大臣から、静岡県に金賞を授与＞

## ■企業や地域におけるヘルスケアポイントの導入等に資する、予防効果のエビデンスに基づく適正な運動量や健康的な食事の基準等を策定

## ■社員や市民の健康づくりに積極的な企業や地域の創意工夫を、モデル事業として横展開を検討



### ＜A社の取組＞

対象：健診結果より受診勧奨域（肥満等）の社員（約500名）

主な取組：

- ・ A社作成の携帯アプリを活用し、対象者が日々の食事や体重、歩数計等を記録、改善の習慣化を図る。
- ・ 健診未受診、改善行動が見られない社員への働きかけ等を制度化



社内で毎日体重等を測定

➡ Smart Life Project の企業登録数3,000社を目指す

（2022年度。2012年度は420社）

## 2. 医療保険者による疾病予防等の取組を促進する

### ■ 好事例を横展開させるための3つの取組

#### I. 好事例をモデル化する



・レセプトデータ  
・特定健診データ

- ・ジェネリック医薬品に切り替えることによって一定以上の医療費負担軽減効果がある者に、削減額等を通知
- ・健診データから異常値の者を抽出、レセプトデータと突合して、医療機関未受診者に**受診勧奨**
- ・運動や食事などの**生活習慣改善を指導**（重症化予防プログラム）
- ・複数の医療機関に同一の傷病名で受診している者などに対して**訪問指導**

被保険者



II. レセプトデータ・健診データ等の  
分析のためのシステムを整備する

III. モデル化された取組の実施のために  
必要な費用に対する支援を検討する

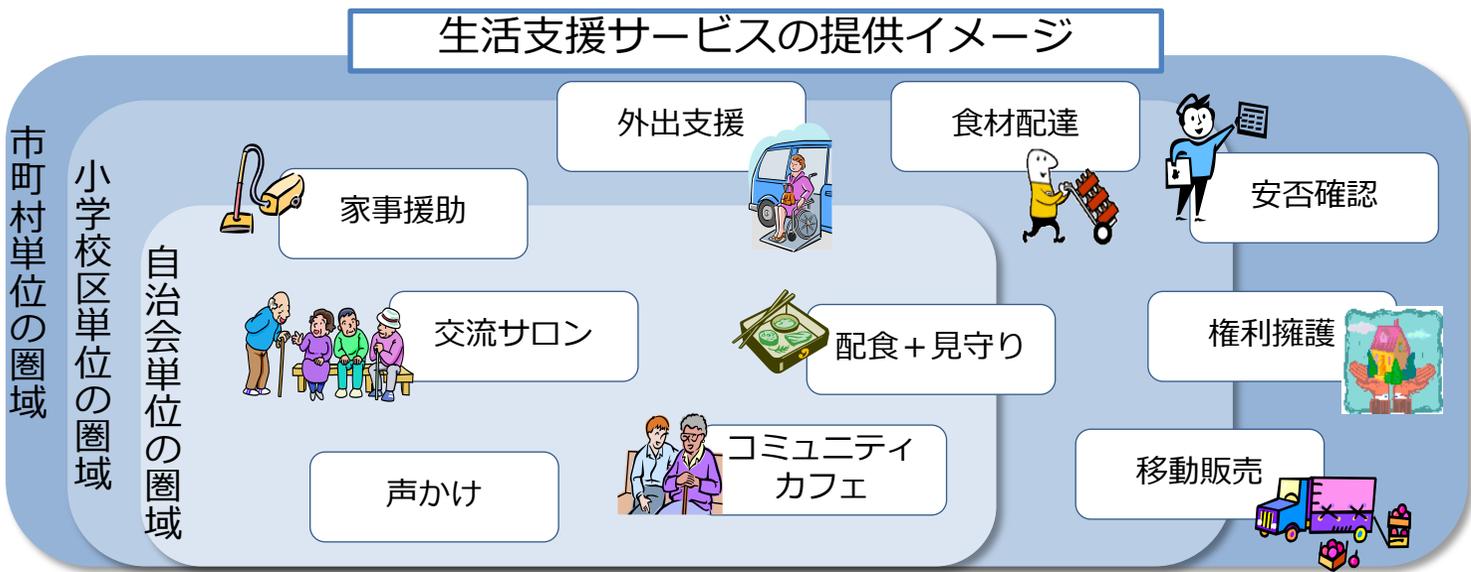
### ■ 特定健診・保健指導の実施率の更なる向上

- 特定健診・保健指導の効果に関するエビデンスの検証及び周知を行い、保険者の主体的な取組を促進（例 メタボ該当者と非該当者の平均医療費には約年9万円の差が存在  
特定保健指導を終了した者の約1/3が、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群ではなくなる）
- 後期高齢者支援金の加算・減算制度については、現行制度に対して関係者からは廃止も含め意見があり、今年度からの実施状況と関係者の意見を踏まえつつ、より良い仕組みを今後検討

# 3. 高齢者による自助・互助の取組により介護予防を促進する

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助を横展開
- ・「生涯現役コーディネーター（仮称）」の配置や協議体の設置などに対する支援



ボランティア同士の支え合い（地域活動を行うことで、必要な時に自分も地域活動による支援を受ける）の実現

社会参加は介護予防にもつながる



**バックアップ**

ポイント等による  
メリットの付与  
【例：ポイントを換金】

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約・情報提供等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

# その他の民間議員提案に対する厚生労働省の対応・考え方

## 民間議員の提案

○健診受診や健康増進事業に対する税額控除や拠出金控除

○個人や中小企業が健診を身近に受けられる環境整備（血液や尿の簡易診断、看護師による採血＜医師が検査分析＞）

○医療法人がフィットネス等健康増進や配食等生活支援を円滑にできるためのガイドラインの策定

○医療保険の自己負担の在り方を検討

○疾病管理など予防向けサービスの報酬や地域や集団で健康達成度を評価して支払う制度の導入を検討

## 厚生労働省の対応・考え方

○税制については、税務当局との調整が必要。なお、健診後に重大疾病が発見された場合や一定の要件を満たす特定保健指導が行われた場合は、健診も治療に先立って行われる診察と同様に考えられ、医療費控除の対象となっている。

○簡易診断に関しては、個人の健康状態を的確に把握するためには、一定以上の健診項目数が必要。  
○看護師は、医師の指示の下であれば、採血を実施可能。ただし、医師の指示の下、看護師が反復継続して採血を実施するのであれば、診療所の開設届出が必要。  
○自己採血の場合は、衛生管理や検査の精度管理の観点から、衛生検査所の登録が必要。

○医療提供という本来業務に支障のない範囲で本来業務に関する業務（附帯業務）は実施可能。例えば、生活習慣病の者に対する医師の指導に基づく健康増進や、高血圧、高血糖又は生活習慣病の者に対して、医師等が行う栄養指導や運動指導と併せて配食サービスを行うこと等、附帯業務のうちの保健衛生に関する業務として整理できるものは、今後通知改正で対応。

○70歳以上75歳未満については、低所得者対策と併せ検討し、早期に結論。  
○自己負担の在り方については、医療保険制度全体に関する、国民会議での議論も踏まえつつ検討。

○医療保険制度は、傷病に対する治療を対象としており、予防向け医療を対象とすることは困難。  
○予防の取組については保険者による保健事業等が効果的に行われるよう、必要な支援を検討。

○医療・健康情報連携を元にしたPHR(Personal Health Record)のビジネスモデルの推進

○疾病等のアウトカムデータの有効活用による医療の質向上(症例データとDPCデータなどの蓄積・活用のフレームワークを国が示す)

○公的病院の経営情報、医療情報の公開義務化

○PMDAの体制強化(審査員の増員、民間人材の活用。人件費の増額)

○一般用医薬品のインターネット販売について

○遠隔医療の推進や、電子処方箋の活用(明確なロードマップ、KPIの作成、進捗管理)



○PHRについては、「健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業」として、医療・健診等データの相互利用などの情報共有の方策等の実証を、総務、経産、厚労の連携で20年度から22年度まで沖縄県浦添市で実施。電子処方箋の運用等の一定の成果はあり。今後は、地域を拡大して引き続き実証事業を実施。

○現在、外科学会を中心とした手術データの登録事業(NCD)へ支援を行っている。今後は保険者や行政が保有するデータと連携した取組となるよう引き続き支援。



○経営情報は独法は公開済み。医療情報は官民に関わらず、患者数などを医療機能情報提供制度により公開を義務付け。



○審査員は大幅増員(678名(24.4)、708名(25.4)、751名(25年度末予定))し、民間人材も薬事戦略相談員(全11名)として活用するなどしており、引き続き必要な体制強化を図る。



○現在、厚労省の検討会で検討中。5月中旬から下旬には一定のとりまとめを目指す。

<論点(第5回:平成25年4月5日)>

- ・一般用医薬品の安全性確保のための方策について
- ・インターネット販売等の特徴や、販売を認める範囲とその条件等について
- ・新しいルールの現行の法体系との整合性について
- ・偽造医薬品や偽の販売サイトなどへの対策について 等



○遠隔医療は遠隔医療補助事業の活用促進や遠隔医療に携わる人材育成などで更なる普及を推進。電子処方箋は、実証事業を実施し課題解決策を示した上で、2、3年後を目途に省令改正を行い、処方箋の電子化を可能としたい。

○保険外併用療養の更なる範囲拡大(臨床研究中核病院やナショナルセンターにおける先進医療分野を中心とした保険外併用療養の推進)



○これまで医療技術ごとに安全性や有効性が確認されたものは、将来の保険適用に向けた評価を行うために、保険診療と保険外診療の併用を認めている。また、迅速化のために高度な知見のある外部機関での抗がん剤の審査等を予定。今後も引き続き、一定ルールの下、速やかに先進的な医療を受けられるよう対応。  
○事前の個別の医療技術ごとの確認なしに、特定の医療機関のみ包括承認を認めることは困難。

○特養待機問題への対応(自治体連携の好事例の横展開)



○都市部でのサービスの提供確保方策、地方での都市部高齢者の受け入れ時の課題と対応策等について、有識者と自治体関係者で構成する検討会を今年5月を目途に設置して検討し、今秋を目途にとりまとめる予定。

○看護師、介護士が行える業務の拡大と、介護士の地位向上



○医師の包括的な指示の下、高度な知識・技能を必要とする「特定行為」を実施する看護師の研修を法的に位置づけるよう検討。  
○介護職員は24年4月から法改正で痰吸引・経管栄養を一定条件下で実施可能とし、制度の定着・実施状況を見るべき。なお、地位向上は、処遇改善を図ると共に、認定介護福祉士の仕組みを検討中。

○介護労働力不足に対する対策として、外国人労働者の活用(技能実習での受入資格をヘルパー2級に緩和)。



○技能実習は、母国で習得困難な技能を技能移転するもので、介護は技能移転になじまず、また、介護分野に限らず外国人労働者の受入範囲は労働市場や国民生活等への影響も踏まえ国民的議論が必要。  
○なお、介護労働力の確保策については、多様な人材の参入促進や人材育成、処遇改善、キャリアパスの確立を含めた魅力ある職場づくり等をさらに進めていく。

○医療法人が一定要件の下で海外現地法人に出資できることを明確化



○社会医療法人は、海外現地法人に出資することは可能。  
○一般の医療法人について、海外事業に失敗したとしても地域医療の提供に影響を与えない範囲内で出資可能とすることについて検討。